2　設立等

機構は、経済産業大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とし、政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。（第二条及び第三条並びに第七条～第一二条関係）

3　海外需要開拓委員会

(一)　設置

機構に、海外需要開拓委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。（第一五条関係）

(二)　権限

委員会は、次に掲げる決定を行うこととした。（第一六条関係）

(1)　対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

(2)　株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

(3)　重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

4　業務

(一)　業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むこととした。（第二二条関係）

(1)　支援対象事業者に対する出資及び資金の貸付け

(2)　支援対象事業活動支援団体に対する出資及び基金の拠出

(3)　支援対象事業者が発行する有価証券及び支援対象事業者が保有する有価証券の取得

(4)　支援対象事業者に対する金銭債権及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得

(5)　支援対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

(6)　支援対象事業活動支援団体に対する指導、勧告その他の措置

(7)　対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣及び助言

(二)　支援基準

経済産業大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めることとした。（第二三条関係）

(三)　業務の実施

機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならないこととし、あらかじめ経済産業大臣に意見を述べる機会を与えた上で対象事業活動支援をするかどうかの決定を行うこととした。（第二四条関係）

5　国の援助等

経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととし、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第二七条関係）

6　財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができることその他所要の規定を整備した。（第二九条～第三二条関係）

7　監督

機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、経済産業大臣は、二の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備した。（第三三条～第三五条関係）

8　解散等

機構は、業務の完了により解散することとした。（第三六条関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

金融商品取引法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二第一項ただし書中「ただし」の下に「適用除外買付け等（」を加え、「及び株券等」を「、株券等」に改め、「定める株券等の買付け等」の下に「をいう。第四号において同じ。）」を加え、同項第四号中「よるもの」の下に「及び適用除外買付け等」を加える。

第二十七条の三第二項及び第二十七条の十一第三項中「第百六十七条、」を削る。

第二十七条の二十二に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二十二の二第二項中「及び前条第一項」を「及び前条（第二項を除く。）」に改め、「認められる者」と」の下に「、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第一項」と」を加える。

第二十七条の二十五第一項ただし書中「百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるもの」を「百分の五以下であることが記載された変更報告書」に改める。

第二十七条の三十に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは検査又は前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第二十九項第五号」を「第百八十五条の七第三十一項第五号」に改める。

第二十七条の三十四中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に改める。

第二十七条の三十五に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十九条の四十九第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管